

館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 館林市観光協会は、館林市への近距離圏内からの旅行需要の創出と地域経済の活性化を図るため、旅行事業者等による館林市の観光体験を対象とした旅行商品の造成について、予算の範囲内で館林市金券（以下、「金券」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 この要綱による支援の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行事業者等及び旅館業法（昭和23年法律138号）に定める旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う館林市内の宿泊事業者とする。

(支援要件)

第3条 この要綱による支援は、次の各号の要件をすべて満たし、館林市観光協会会長（以下「会長」という。）が承認した旅行・宿泊商品（以下、「商品」という。）を対象とする。ただし、同一内容で複数の催行（設定）日があるものはまとめて1商品とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として、基本的な感染症対策を講じることとし、各種業界等の策定する新型コロナウイルス予防に係るガイドライン等を遵守すること。
- (2) 令和5年2月末日までに催行終了する商品であること。
- (3) 当該旅行・宿泊商品造成にかかる一人あたりの費用が5,000円以上の商品であること。
- (4) 募集に係る広告物（チラシやウェブ等）を作成する場合には、本支援金の適用を受けていることを表示すること。
- (5) 次の(6)又は(7)のいずれかに該当すること。
- (6) 旅行商品（主に旅行事業者対象）
 - ア 募集型企画旅行商品であること。
 - イ 関東圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県）を発着地とした旅行商品であること。
 - ウ 立寄地の5割以上が館林市内となる旅行商品であること。
 - エ 館林市内の観光体験や食事、土産購入等を含んだ、館林の魅力を体感できるツアー、その他の新規性・独創性の高い旅行商品であること。
 - オ 1商品あたり10名以上の送客設定があること。
- (7) 宿泊商品（主に宿泊事業者対象）
 - ア 館林市内に所在する宿泊施設が提供する宿泊商品であること。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。
 - ウ 関東圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県）在住者を対象とした宿泊商品であること。
 - エ 館林市内に宿泊し、観光体験や食事、土産購入等を含んだ宿泊商品であること。
 - オ 1宿泊商品あたり10名以上の募集設定をすること。

(対象経費)

第4条 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、第3条に掲げる支援要件に該当する商品の経費とし、会長が認めるものとする。ただし次の各号に該当する経費を除く。

- (1) 経常経費（事業者の運営費や人件費など経常的なもの）
- (2) 広告・宣伝に要する経費
- (3) その他、会長が不相当と認めるもの

2 支援対象経費が他の助成措置を受けている場合は、当該助成額に応じて、支援額を減額するものとする。

(支援額)

第5条 支援金の額は、支援対象商品造成にかかる一人あたりの経費のうち2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とし、5,000円を上限とする。また、1商品につき10万円を限度とする。ただし、送客・宿泊実績があった場合に限る。

(交付申請)

第6条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、催行（設定）日の14日前までに会長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「支援事業者」という。）が、交付決定を受けた支援対象商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援金変更承認申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

- (1) 支援事業の内容を著しく変更する場合
- (2) 支援額の20%以上を変更する場合

(完了報告)

第9条 支援事業者は、支援対象商品の全催行（設定）完了日から起算して30日以内又は令和5年3月末日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援金完了報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第 10 条 会長は、前条の完了報告を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金額を確定し、館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援額確定通知書（様式第 5 号）により、当該支援事業者に通知する。

(支援金の交付及び請求)

第 11 条 交付決定した支援金は以下の方法にて交付するものとする。

(1) 概算払

(2) 実績払

4 前項の規定により概算払を行ったときは送客・宿泊実績の確定後に支援金を精算払するものとする。

5 支援事業者が、前 3 項の規定による交付を受けようとするときは、館林市マイクロツーリズム造成支援事業支援金 概算払・実績払・精算払請求書（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 支援事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、支援事業者は、当該取消しに係る金券または金券に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(1) 当該支援金の交付を受ける権利を第三者に譲渡したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他会長が不正と認めるとき。

(書類の整備等)

第 13 条 支援事業者は、対象経費に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入、支出や金券の交付等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業完了日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(補足)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、館林市観光協会事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。